

## 社会的および精神的活動量解析システム開発業務委託契約書（案）

茨城県立医療大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、社会  
的および精神的活動量解析システム開発業務委託について、次のとおり委託契約を締結す  
る。

### （委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託  
する。

- |            |  |
|------------|--|
| （1）委託業務名   | 社会的および精神的活動量解析システム開発業務委託                         |
| （2）委託業務の内容 | 社会的および精神的活動量解析システム開発業務委託仕<br>様書（以下「仕様書」という。）のとおり |
| （3）履行場所    | 茨城県立医療大学 実習棟2 3階 循環生理実験室                         |

### （委託業務の遂行）

第2条 甲は、前条の委託業務を実施するにあたっては、乙に対し、仕様書に基づき委託  
業務の実施を指示するものとする。

2 乙は、前項の指示に基づき、十分な打ち合わせを行った上で、委託業務を実施するも  
のとする。

### （委託期間）

第3条 委託業務の実施期間は、委託契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

### （成果品及び検査）

第4条 乙は、委託業務が完了したときは、第2条第1項の指示に基づき、前条の履行期  
限内に遅滞なく業務完了報告書に成果品を添えて甲に提出するものとする

2 甲は、前項の成果品を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査  
を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅  
滞なく補正を行い、成果品に補正完了報告書を添えて甲に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定により成果品及び補正完了報告書の提出があった場合  
について準用する。

5 甲は、第2項（前項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合  
は、乙に対して通知するものとする。

### （委託費）

第5条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費  
税及び地方消費税額 円）とする。

2 乙は、前条第2項（前条第4項において準用する場合も含む。）の検査に合格した場  
合は、当該業務に係る委託費の支払いを、甲に請求できるものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から委託費の請求を受けたときは、その日から 30 日以内に委託費を支払うものとする。

(契約保証金)

第 6 条 契約相手方に納付させる契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する契約の場合の契約保証金については、全額又は一部を免除する。

(成果品の帰属)

第 7 条 委託業務に関する成果品の所有権その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。ただし、従前から乙に留保されている著作権についてはこの限りではない。

(状況報告)

第 8 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告を求め、または必要な指示をすることができる。

(事故発生時の報告義務)

第 9 条 乙は、委託業務の実施に際して事故が発生した場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託の制限)

第 10 条 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(1) 乙が委託業務の実施にあたり、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲又は第三者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの通知又は催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

(4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

- (5) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続、その他法的倒産手続（本契約締結後に制定されたものを含む。）開始の申立てがあったとき、若しくは私的整理が開始されたとき、又はそれらのおそれがあるとき。
  - (6) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき、又はそれらのおそれがあるとき。ただし、本契約等の履行に重大な影響を与えない軽微なものは除く。
  - (7) 資本減少、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止、若しくは変更、会社分割、合併、又は解散（法令に基づく解散を含む。）したとき。
  - (8) その他本契約等を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。
- 3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。
- 4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(中途解約)

第13条 本契約の当事者は、やむを得ない事由により本契約を解約する必要がある場合に限り、本契約の有効期間中であっても、解約日の1か月前までに相手方に対して書面又は電磁的方法により通知し、相手方と協議し書面により合意した場合、本契約の全部又は一部を解約することができる。

(履行遅延の場合の違約金)

第14条 乙は、履行期限までに成果品を納入しないときは、契約金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を違約金として甲に収めなければならない。

- 2 前1項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(契約内容の変更等)

第15条 甲は、必要があると認めたときには、乙と協議の上この契約の内容を変更し、または履行の中止をなすことができる。

(権利義務の譲渡制限)

第16条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継さ

せてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合または信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要領第 54 条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

（資料の管理義務及び返還）

第 17 条 乙は、委託業務の実施のため甲から提供された資料を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、委託業務完了後直ちに甲に返還しなければならない。

（秘密の保持）

第 18 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た甲の業務上の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第 19 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項および第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講じなければならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第 20 条 乙は、この契約により知り得たデータを目的以外に使用または第三者へ提供してはならない。

2 甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾を得た場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。

（1）乙が、本業務を第三者に再委託する場合で、再委託先に対して、本業務の遂行に必要な最小限の範囲に限って、秘密情報を開示するとき。ただし、乙は、再委託先に対し、本条に定める秘密保持義務と同様の義務を負わせるものとする。

（2）本業務の遂行に必要な範囲で、親会社、子会社、兄弟会社、その他関連会社、自己及び関連会社の役員及び従業員、並びに本契約に関して自己及び関連会社が依頼する弁護士、公認会計士、税理士、その他のアドバイザーに開示するとき。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとする。

（3）ただし、法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するときは、相手方の書面による承諾なしに秘密情報を開示することができるものとする。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならないものとする。

（履行遅延の場合の違約金）

第21条 乙は、履行期限までに成果品を納入しないときは、契約金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を違約金として甲に収めなければならない。

2 前1項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

（損害賠償）

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（1） 乙が委託業務の実施にあたり、甲又は第三者に損害を与えたとき。

（2） 次条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲又は第三者に損害を与えたとき。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第23条 乙は、組織または集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は報告書等提出への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第24条 本契約の当事者は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、若しくは支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（1） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（2） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（3） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（4） 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

（5） 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 本契約の当事者は、暴力団員等と取引関係を有してはならず、事後的に、暴力団員等

との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じる。

3 本契約の当事者は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、履行を停止し、又は解除することができる。この場合において、表明又は確約に違反した当事者は、相手方の履行停止又は解除によって被った損害の賠償を請求することはできない。

4 本契約の当事者は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、これによって被った一切の損害の賠償を請求することができる。

(合意管轄)

第 25 条 本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所とする。

(疑義の処理)

第 26 条 この契約に定めのない事項またはこの契約についての疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669 番地 2

甲 茨城県立医療大学  
学長 阿部 慎司

乙